2019年 社労士合格通信

テキストは、縦に読むだけではなく、同時に横展開で読む。

例えば、労働安全衛生法の「安全衛生教育」で説明をしていきます。

通常は、下記のように縦に読んでいきます。

法59条 雇入れ時等の教育

内容は省略



法59条3項 特別教育

内容は省略



法60条 職長等の教育

内容は省略



法60条の2 その他の教育

内容は省略

それぞれ、どのような場合に、どのような教育項目を受けるのか。 教育をする対象者は誰なのか?

また、省略項目や書類の保存や作業主任者という名前も出てきます。

縦に読む学習をした後に、次に下記のように横に展開していきます。 その際、法60条の2「その他の教育」は省いて、下記のように3つの枠(フレーム)を造ります。

条文	法59条1項、2項	法59条3項	法60条
項目	雇入時・作業内容変更時 の教育	特別教育	職長等の教育

あとは、項目を記載して、中身を埋めていきます。

2019年 社労士合格通信

条文	法59条1項、2項	法59条3項	法60条
項目	雇入時•作業内容変更時	特別教育	職長等の教育
	の教育		
対象者	すべての労働者	特定の危険又は有害な	職長その他労働者を直
		業務に就かせる労働者	接指導又は監督する者
			(作業主任者を除く)を
			新たに着任させるとき
内容	作業手順に関すること	危険又は有害な業務	対象業種…6業種
	等々		
書類の	なし	3年間	なし
保存			
	教育内容の全部又は一部に関して充分な知識や技能を有していると認めら		
	れる労働者については、その事項についての教育を省略することが可能		

業務•業種	すべて	[業務]	[業種]6種類
		● 研削といしの取換え	① 建設業
		● 最大荷重 1 トン未	② 製造業(一定のもの
		満のフォークリフトの	を除く)
		運転	③ 電気業
		● つり上げ荷重1ト	④ ガス業
		ン未満の移動式クレー	⑤ 自動車整備業
		ンの運転	⑥ 機械修理業
		● アーク溶接等の業務	
		● 小型ボイラー取扱い	
		● 建設用リフトの運転	
		● 廃棄物の焼却施設に	
		設置された廃棄物焼却	
		炉の設備の保守点検等	

テキストを縦に読むだけであれば、内容が飛んでしまいますが、横展開することにより整理 が付き、形で覚えることができ、記憶に残りやすくなります。

2019年 社労士合格通信

お知らせ

早回しターゲット 5000+では、条文順に条文、ポイント、問題、図表や図解を記載したテキストです。

今回の横展開を使用した図表も多く取り入れているので特に独学の受験生には参考になる教材です。

2019年版 ターゲット 5000+

https://sharoushi24.jimdo.com/%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%82%B2%E3%83%83%E3%83%885000/